

## 2. 岐阜県社協福祉サービス第三者評価事業運営委員会設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会（以下「本会」という。）福祉サービス第三者評価事業実施要綱第4条の規定に基づき設置する福祉サービス第三者評価事業運営委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

### (任務)

第2条 委員会は前条の目的を達成するため、次のことを行う。

- (1) 調査委員の調査報告書による評価決定
- (2) 調査委員の改善内容報告書による継続評価決定
- (3) 前2号の評価決定及び継続評価決定の公表に関する受審事業者との協議
- (4) その他福祉サービス第三者評価事業の運営に関する必要な事項

### (組織及び構成)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員会は、次の区分により、本会会長が委嘱した委員で構成する。

- (1) 社会福祉事業従事者
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 学識経験者

3 委員会に評価部会を設け、評価決定及び継続評価決定を行う。なお、評価部会の組織及び構成等必要な事項は別に定める。

### (委員会の運営)

第4条 委員会には委員の互選により、正副委員長各1名を置く。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、本会会長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員総数の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

(事務局)

第8条 委員会の事務は、本会福祉サービス評価センターが行う。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。